					I
1	項 第八七 円四四二二		号第及一項第ひ	場に掲二个	か十こ。月
1		類間 類間 が あるとも年十二 のことを かい。 で がある。 で で のかり で のかり のかり のかり のかり のかり のかり のかり のかり	乗除く。) はその金額として はその金額として はんしょう はいまり はいまり はいまい はいまい はいまい はいまい はいまい はいまい	し 額 丽 乗し 引 に る ヨ	かまでの月分 (令第百四十 三百四十五日 八号)第七- 八号)第七- 八号)第七- 八号)第七- での月分 での月分 ではる年金で 私立学校教職員 でよる年金で をによる年金で が表において が表において が表において が表において を を の を の の の の の の の の の の の の の
( )	一 四 百 円	○ 六 を乗じて得た金ときを除るときを除るときを除るときを除るときを除るときを除るときを除るときを除る	で を で で で で で の を で で の を で の を で の を の に し 、 平 成 七 に に に に に に に に に に に に に	ハ年十二月以 ア年十二月以 アロ で で で で で で で で で で で で で	開こるずる国家 東済法の年本 大月分以後の日 大月分以後の日 大川大田 大田 大田 大田 大田 大田 大田 大田 大田 大田
N		スあるとき (大。) はその 大型額とし、平 大型間があ 大型間があ 大型間があ 大型間があ 大型間があ 大型間があ 大型間があ 大型間があ 大型に 大型に 大型に 大型に 大型に 大型に 大型に 大型に 大型に 大型に	平成八年十二月以   下成八年十二月以前   下成六年   一・○二五   下成六年   一・○二五	次前の加入者 ときはその例によ ときはその例によ をの例によ	ラムへ以条八 に三 和友汗 の
1		二 条 - 項 第 :	ト 第 二 八	<u>期と金以</u> る令に第 二で 号	び号第一条十第 後一条十第  段一項第二八  段 項第二八
百円円   日   日   日   日   日   日   日   日   日	九〇る成月乗除 年二と七以じて	) (二加たはの間しにの 月入金そ加が、一)	<u>&amp; え</u> り加す額期と九○ 叩えるに間き年二	る成月乗除二加たはるよりません。	<u>金得じ 千万十 百千万</u> はの間し額前乗 六 七
世 とき、(平成八年十二月以前の加入名類	一二月以前の で を い で を 除 く。) で を 除 く。) が た に て り る を 除 く。)	で の で で の で で の で で の で で の で の で の で の で の で の で の に に の に に の に に に に に に に に に に に に に	「金」 ・ あ 半 ― を	で を に で で で で で で で で で で で で で	一
大き、(平成八年十二月以前の加入者期間があるときを除く。) はその金額に一・○○六を乗じて得た金額を上の一方が、一月以前の加入者期間があるときを除く。) はその金額に一・○○二四を乗じて得た金額とし、平成、中十二月以前の加入者期間があるときを除く。) はその金額に一・○○二四を乗じて得た金額とし、平成、中十二月以前の加入者期間があるときを除く。) はその金額に、平成、七年十二月以前の加入者期間があるときを除く。) はその金額に、平成、七年十二月以前の加入者期間があるときを除く。) はその金額に、一・○二四を乗じて得た金額とし、平成、中十二月以前の加入者期間があるとき(平成八年十二月以前の加入者期間があるとき(平成八年十二月以前の加入者期間があるとき(平成八年十二月以前の加入者期間があるとき(平成八年十二月以前の加入者期間があるとき(平成八年十二月以前の加入者期間があるとき(平成八年十二月以前の加入者期間があるとき(平成八年十二月以前の加入者期間があるとき(平成八年十二月以前の加入者期間があるとき(平成八年十二月以前の加入者期間があるときを除く。) はその金額に、平成、年十二月以前の加入者期間があるときを除く。) はその金額に、平成、年十二月以前の加入者期間があるときを除く。) はその金額に、平成、年十二月以前の加入者期間があるときを除く。) はその金額に、平成、年十二月以前の加入者期間があるときを除く。) はその金額に、平成、年十二月以前の加入者期間があるときを除く。) はその金額に、平成、年十二月以前の加入者期間があるときを除く。) はその金額に、平成、年十二月以前の加入者期間があるときを除く。) はその金額に、東京、中間、中間、中間、中間、中間、中間、中間、中間、中間、中間、中間、中間、中間、	の加入者期間があるとし、平成とし、平成とし、平成との金額に一・	<ul><li>(元)</li><li>(元)</li><li>(元)</li><li>(元)</li><li>(元)</li><li>(元)</li><li>(元)</li><li>(元)</li><li>(元)</li><li>(元)</li><li>(元)</li><li>(元)</li><li>(元)</li><li>(元)</li><li>(元)</li><li>(元)</li><li>(元)</li><li>(元)</li><li>(元)</li><li>(元)</li><li>(元)</li><li>(元)</li><li>(元)</li><li>(元)</li><li>(元)</li><li>(元)</li><li>(元)</li><li>(元)</li><li>(元)</li><li>(元)</li><li>(元)</li><li>(元)</li><li>(元)</li><li>(元)</li><li>(元)</li><li>(元)</li><li>(元)</li><li>(元)</li><li>(元)</li><li>(元)</li><li>(元)</li><li>(元)</li><li>(元)</li><li>(元)</li><li>(元)</li><li>(元)</li><li>(元)</li><li>(元)</li><li>(元)</li><li>(元)</li><li>(元)</li><li>(元)</li><li>(元)</li><li>(元)</li><li>(元)</li><li>(元)</li><li>(元)</li><li>(元)</li><li>(元)</li><li>(元)</li><li>(元)</li><li>(元)</li><li>(元)</li><li>(元)</li><li>(元)</li><li>(元)</li><li>(元)</li><li>(元)</li><li>(元)</li><li>(元)</li><li>(元)</li><li>(元)</li><li>(元)</li><li>(元)</li><li>(元)</li><li>(元)</li><li>(元)</li><li>(元)</li><li>(元)</li><li>(元)</li><li>(元)</li><li>(元)</li><li>(元)</li><li>(元)</li><li>(元)</li><li>(元)</li><li>(元)</li><li>(元)</li><li>(元)</li><li>(元)</li><li>(元)</li><li>(元)</li><li>(元)</li><li>(元)</li><li>(元)</li><li>(元)</li><li>(元)</li><li>(元)</li><li>(元)</li><li>(元)</li><li>(元)</li><li>(元)</li><li>(元)</li><li>(元)</li><li>(元)</li><li>(元)</li><li>(元)</li><li>(元)</li><li>(元)</li><li>(元)</li><li>(元)</li><li>(元)</li><li>(元)</li><li>(元)</li><li>(元)</li><li>(元)</li><li>(元)</li><li>(元)</li><li>(元)</li><li>(元)</li><li>(元)</li><li>(元)</li><li>(元)</li><li>(元)</li><li>(元)</li><li>(元)</li><li>(元)</li><li>(元)</li><li>(元)</li><li>(元)</li><li>(元)</li><li>(元)</li><li>(元)</li><li>(元)</li><li>(元)</li><li>(元)</li><li>(元)</li><li>(元)</li><li>(元)</li><li>(元)</li><li>(元)</li><li>(元)</li><li>(元)</li><li>(元)</li><li>(元)</li><li>(元)</li><li>(元)</li><li>(元)</li><li>(元)</li><li>(元)</li><li>(元)</li><li>(元)</li><li>(元)</li><li>(元)</li><li>(元)</li><li>(元)</li><li>(元)</li><li>(元)</li><li>(元)</li><li>(元)</li><li>(元)</li><li>(元)</li><li>(元)</li><li>(元)</li><li>(元)</li><li>(元)</li><li>(元)</li><li>(元)</li><li>(元)</li><li>(元)<td>るとき、 成五年 一様にて、 の大き、 では、 では、 の大き、 では、 の大き、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では</td><td>金者る成・あ平二を</td><td>・ 一月 八 一月 八 一月 八 の で乗じて得 で で で で で で の で で の と き を も の と き を も の と き を も の に に の に の に の に の に に の に の に の に の に る に る 。 に る に る に る に 。 に る に る に る に る に る 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 。 に 。 。 に 。 に 。 。 に 。 。 。 に 。 。 。 。 。</td></li></ul>	るとき、 成五年 一様にて、 の大き、 では、 では、 の大き、 では、 の大き、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では	金者る成・あ平二を	・ 一月 八 一月 八 一月 八 の で乗じて得 で で で で で で の で で の と き を も の と き を も の と き を も の に に の に の に の に の に に の に の に の に の に る に る 。 に る に る に る に 。 に る に る に る に る に る 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 。 に 。 。 に 。 に 。 。 に 。 。 。 に 。 。 。 。 。
上き(平成八年十二月以前の加入者 期間があるときを除く。。) はその金額に一・○三一を乗じて得た金額とし、平成 1 年一二月以前の加入者 期間があるときを除く。。) はその金額に一・○三四を乗じて得た金額とし、平成 1 年一二月以前の加入者 期間があるときを除く。。) はその金額に一・○三四を乗じて得た金額とし、平成 1 年十二月以前の加入者 期間があるときを除く。。) はその金額に一・○三四を乗じて得た金額とし、平成 1 年十二月以前の加入者 期間があるときを除く。。) はその金額に一・○三四を乗じて得た金額とし、平成 1 年十二月以前の加入者 期間があるときを除く。。) はその金額に一・○三四を乗じて得た金額とし、平成八年十二月以前の加入者 期間があるときを除く。。) はその金額に一・○三四を乗じて得た金額とし、平成八年十二月以前の加入者 期間があるときを除く。。) はその金額に一・○三四を乗じて得た金額とし、平成八年十二月以前の加入者 期間があるときを除く。。) はその金額に一・○三四を乗じて得た金額とし、平成八年十二月以前の加入者 期間があるときを除く。。) はその金額に一・○三四を乗じて得た金額とし、平成八年十二月以前の加入者 期間があるときを除く。。) はその金額に一・○三四を乗じて得た金額とし、平成五年十二月以前の加入者 期間があるときを除く。。) はその金額に一・○三四を乗じて得た金額とし、平成五年十二月以前の加入者期間があるときを除く。。) はその金額に一・○三四を乗じて得た金額とし、平成五年十二月以前の加入者期間があるときを除く。) はその金額に一・○三四を乗じて得た金額とし、平成五年十二月以前の加入者期間があるときを除く。) はその金額に一・○三四を乗じて得た金額とし、平成五年十二月以前の加入者期間があるときを除く。) はその金額に一・○三四を乗じて得た金額とし、平成五年十二月以前の加入者ときを除く。)はその金額に一・○三四を乗じて得た金額とし、平成五年十二月以前の加入者期間があるときを除く。) はその金額に一・○三四を乗じて得た金額とし、平成五年十二月以前の加入者期間があるときを除く。) はその金額に一・○三四を乗じて得た金額とし、平成五年十二月以前の加入者割ときを除く。)はその金額に一・○三四を乗じて得た金額とし、平成五年十二月以前の加入者ときを除く。) はその金額に一・○三四を乗じて得た金額とし、平成五年十二月以前の加入者期間があるときを除く。) はその金額に一・○三四本年十二月以前の加入者期間があるときを除く。) はその金額に一・○三四本年十二月以前の加入者期間があるときを除く。) はその金額に一・○三四本年十二月以前の加入者期間があるときを除く。) はその金額に一・○三四本第に一日に一日に一日に一日に一日に一日に一日に一日に一日に一日に一日に一日に一日に	間 し額 期 と 八 ○ が 、 平 市 が 平 市 あ 不 元 五 る 一 一 の こ		金以 額の入あ平 質前 と金者る成	・あ平二をを十の律	<ul><li>€ 公 二 加 た は 十</li><li>○ 次 月 入 金 額 の 月</li><li>号 ) 前 期 と 金 以</li></ul>
四四四四二十七万六千六百円 四四二二十七万六千六百円 四四二二十七万六千六百円 四四二二十七万六千六百円 四四二十七万六千六百円 四四二二十七万六千六百円 四四二二十七万六千六百円 四四二二十七万六千六百円 四四二二十七万六千六百円 四四二二十七万六千六百円 四四二二十七万六千六百円 四四二二十七万六千六百円 四四二二十七万六千六百円 四四二二十七万六千六百円 四四二二十七万六千六百円 四四二二十七万六千六百円 四四二二十七万六千六百円 四四二二十七万六千六百円 四四二二十七万六千六百円 四四二二十七万六千六百円 一二百三十八万九千百円 四四二二十十九百円 日 一二百三十八万九千百円 四四二二十十九百円 一二百三十八万九千百円 四四三二十八万九千百円 四四三二十八万九千百円 四四三二十八万九千百円 一二百三十八万九千百円 四四三二十八万九千百円 一二百三十八万九千百円 一二三百二十八万九千百円 一二三百二十八月以前の加入者期間があるときを除く。はその金額に一・〇三一を乗じて得た金額に一・〇三十一年の一月以前の加入者期間があるときを除く。はその金額に一・〇三十十二月以前の加入者期間があるときを除く。はその金額に一・〇三十十二月以前の加入者期間があるときを除く。はその金額に一・〇三十十二月以前の加入者期間があるときを除く。はその金額に一・〇三十十二月以前の加入者期間があるときを除く。はその金額に一・〇三十十二月以前の加入者期間があるときを除く。はその金額に一・〇三十十二月以前の加入者期間があるときを除く。はその金額に一・〇三十十二月以前の加入者期間があるときを除し、中成六十二月以前の加入者期間があるときを除し、中成六十二月以前の加入者期間があるときを除し、中成六十二月以前の加入者期間があるときを除し、中成六十二月以前の加入者期間があるときを除し、中成六十二月以前の加入者期間があるときに平十二月以前の加入者期間があるときに平十二月以前の加入者期間があるときを除し、中元十二月以前の加入者期間があるときに平十二月以前の加入者期間があるときを除し、中元十二月以前の加入者期間があるときに平十二日円	項第び 二に		- 項第九八 項 - 項第九八 第	三八 三項第二八	
する。)   する。)   する。)   する。)   する。)   する。)   する。)   中	期と九○る成間き年二と七	月乗除二加たはの『 以じく月入金そ加』	<u>金得じ 百千</u> 引し額前乗 <sup>3</sup> 、にのじ		<u> </u>
する。)   する。)   する。)   する。)   する。)   する。)   する。)   中	[があると   年十二月以   本成八	(大きな) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大	→ 一 の 一 の 一 の 一 の 一 の 一 の 一 の 一 の 一 の 一	一万 千 千	ハ 十 十 ・ あ 平
する。)   する。)   する。)   する。)   する。)   する。)   する。)   中	きを 能 た い い い が は る と と と に り れ の 加 入 た る の か の か の か の か の か の か の か の か の	者類とし、 ・	十一間額 元二月 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元	円 手	千四百円六を除く
する。)   する。)   する。)   する。)   する。)   する。)   する。)   中	·) 以前の加入 者期間があ る を 額とし、 平 の 金額に 一 、 で の ま の は そ の は そ の も り も り も り も り も り も り も り も り も り も	を を を に に に に に に に に に に に に に	<ul><li>前の加入者</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><l>ころ<li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><li>ころ</li><l< td=""><td>円</td><td>円 て得たを欠ける はその ながら はその ながら はその ながら ながら ながら ながら ながら から ながら から ながら はん から ながら はん から ながら はん から ながら はん から から</td></l<></l></ul>	円	円 て得たを欠ける はその ながら はその ながら はその ながら ながら ながら ながら ながら から ながら から ながら はん から ながら はん から ながら はん から ながら はん から
する。) 百六万九千百円 百六万九千百円 百六万九千百円 百六万九千百円 百六万九千百円 百六万九千百円 下一年四月分上 一・○二一を乗じて得た金額に一・○三一を乗じて得た金額とし、平成六年十二月以前の加入者期間があるとき(平成五年十二月以前の加入者期間があるときを除く。)はその金額に一・○二一を乗じて得た金額とし、平成八年十二月以前の加入者期間があるときを除く。)はその金額に一・○二一を乗じて得た金額とし、平成八年十二月以前の加入者期間があるときを除く。)はその金額に一・○二一を乗じて得た金額とし、平成八年十二月以前の加入者期間があるときを除く。)はその金額に一・○二一を乗じて得た金額とし、平成八年十二月以前の加入者期間があるときを除く。)はその金額に一・○三一を乗じて得た金額とし、平成八年十二月以前の加入者期間があるときを除く。)はその金額に一・○三一を表して得た金額とし、平成八年十二月以前の加入者期間があるときを除く。)はその金額に一・○三一を表して得た金額とし、平成八年十二月以前の加入者期間があるときを除く。)はその金額とし、平成八年十二月以前の加入者期間があるときを除く。)はその一を表して得た金額とし、平成八年十二月以前の加入者期間があるときを除く。)はその調整のための障害出する。	<u>金者る成・あ</u> 第 る済第済五二金	平二をを十の得ご		早	と金者   と金者
する。) 百六万九千百円 百六万九千百円 百六万九千百円 百六万九千百円 百六万九千百円 百六万九千百円 下一年四月分上 一・○二一を乗じて得た金額に一・○三一を乗じて得た金額とし、平成六年十二月以前の加入者期間があるとき(平成五年十二月以前の加入者期間があるときを除く。)はその金額に一・○二一を乗じて得た金額とし、平成八年十二月以前の加入者期間があるときを除く。)はその金額に一・○二一を乗じて得た金額とし、平成八年十二月以前の加入者期間があるときを除く。)はその金額に一・○二一を乗じて得た金額とし、平成八年十二月以前の加入者期間があるときを除く。)はその金額に一・○二一を乗じて得た金額とし、平成八年十二月以前の加入者期間があるときを除く。)はその金額に一・○三一を乗じて得た金額とし、平成八年十二月以前の加入者期間があるときを除く。)はその金額に一・○三一を表して得た金額とし、平成八年十二月以前の加入者期間があるときを除く。)はその金額に一・○三一を表して得た金額とし、平成八年十二月以前の加入者期間があるときを除く。)はその金額とし、平成八年十二月以前の加入者期間があるときを除く。)はその一を表して得た金額とし、平成八年十二月以前の加入者期間があるときを除く。)はその調整のための障害出する。	を	15 傷	第及一項第び号	# <u>一一四条十則</u> 第− 額たて乗	四条十則
の加等合 月 めの に間さん エー ・ ○ 二 日間 を	限る。) に では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	『年 す額期と九○る』 『金 るに間き年二と‐	は月乗除二加た金額に に以前での はこのの はこのの はこのの はこのの はこのの はこのの にこのの にこの	の間し額前乗	て乗 六 百 す額 得じ 十 六 るに
の加等合 月 めの に間さん エー ・ ○ 二 日間 を	四月分以終行者えて準界に対して同じて同じて同じて同じて同じて同じて同じて同じて同じて同じて同じて同じて同じて	→ で除く。) 一月以前の 一月以前の 一月以前の 一方な	が加入者 間の加入者 間の加入者 間の加入者 にその金 にその金	有期間が ○ 三 一 な とき ( 正 が	
に期ると公法 書 たはの間し額期と八〇る成月乗除二加たは十 ー ー ト よ間障い終第 共 金そ加が、に間き年二と六以じ、月入金そ二 を ター ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	E 条の規定 脚の加入を を を の 用する 国 を の 月 分 の 月 分 そ に ト		リリア ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (	かるとき 一月以前の 一月以前の (平成五年)	世 一・〇二   円   で乗じて個
	た有よ 豕の に期ると公法	特別と強力	ョ ⇔ 戍 ○ の 犬 二 を 別 と 欠 ○ こ 成 元 別 発 展 だ	を「かける年」	二

じて得た金額に改定する。 ないものにあっては一・○○六とする。)を乗 者期間があるものに限る。)にあっては一・○ 者期間がないもの(平成八年十二月以前の加入 は一・○二五とし、平成七年十二月以前の加入 前の加入者期間があるものに限る。) にあって 前の加入者期間がないもの(平成七年十二月以 にあっては一・○二四とし、平成六年十二月以 十二月以前の加入者期間があるものに限る。) る金額)を、当該金額に一・〇三一(平成五年 条第二項に規定する金額を加えた金額に相当す 場合に該当するものにあっては、当該金額に同 公務員共済組合法施行令(昭和三十三年政令第第四百二十五号)第六条において準用する国家 立学校教職員共済法施行令(昭和二十八年政令 よりその額が算定される障害共済年金のうち私 場合にあっては、百分の三十)に相当する金額 条第二項に規定する障害等級の一級に該当する 組合法第八十二条第二項に規定する職務等傷病 金額の百分の二十(その受給権者の読替え後の 標準給与月額」という。)に十二を乗じて得た 定する平均標準給与月額(次項において「平均 なった読替え後の組合法第七十七条第一項に規 当該職務等による障害共済年金の算定の基礎と 給を停止する金額については、同条に規定する 二四とし、平成八年十二月以前の加入者期間が 十二月以前の加入者期間がないもの(平成六年 二百七号)第十一条の七の九第一項に規定する による障害の程度が読替え後の組合法第八十一 (読替え後の組合法第八十五条第二項の規定に 2 る。

間があるものに限る。)について読替え後の組 五とし、平成七年十二月以前の加入者期間がな 期間があるものに限る。)にあっては一・〇二 期間がないもの(平成七年十二月以前の加入者 一・○二四とし、平成六年十二月以前の加入者 加入者期間があるものに限る。) にあっては 加入者期間がないもの(平成六年十二月以前の 当該金額に一・〇三一(平成五年十二月以前の 額に三百を乗じて得た金額に相当する金額を、 標準給与月額の千分の三・三七五に相当する金 による遺族共済年金の算定の基礎となった平均 る金額については、同条に規定する当該職務等 合法第九十三条の三の規定により支給を停止す 遺族共済年金(平成九年十二月以前の加入者期 合法第八十九条第二項に規定する職務等による 平成十一年四月分以後の月分の読替え後の組 (平成八年十二月以前の加入者期間があ 2 1

平成八年十二月以前の加入者期間がないものに るものに限る。)にあっては一・○二四とし、 あっては一・○○六とする。)を乗じて得た金 額に改定する。

#### 附

この政令は、 平成七年四月一日から施行す

## 号附 則 (平成九年三月二八日政令第八四

第一条 (施行期日)

する。 この政令は、平成九年四月一日から施行

# 則 (平成九年一二月一〇日政令第三

(施行期日) 五五号)

附

第一条 する。 この政令は、平成十年一月一日から施行

伴う経過措置 法の年金の額の改定に関する政令の一部改正に (平成七年度における私立学校教職員共済組合

学校振興・共済事業団法附則第十七条の規定に第二条 平成九年十二月分以前の月分の日本私立 停止する金額については、 る給付の額については、なお従前の例による。 共済組合法第九十三条の三の規定により支給を る遺族共済年金について改正前私学共済法第二 組合法第八十九条第二項に規定する職務等によ 条において読み替えて準用する国家公務員共済 を停止する金額及び改正前私学共済法第二十五 る障害共済年金について同条の規定により支給 家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百一 済法第二十五条において読み替えて準用する国 二十八年法律第二百四十五号。次項において よる改正前の私立学校教職員共済組合法(昭和 十五条において読み替えて準用する国家公務員 十八号)第八十七条の四に規定する職務等によ 「改正前私学共済法」という。)による年金であ 平成九年十二月分以前の月分の改正前私学共 なお従前の例によ

## 四附号。 則 (平成一〇年三月二五日政令第五

(施行期日

る。 この政令は、 平成十年四月一日から施行す

(経過措置)

共済法による年金である給付の額については、 なお従前の例による 平成十年三月分以前の月分の私立学校教職員

> 3 済年金について読替え後の組合法第九十三条の 共済法第二十五条において読み替えて準用する 三の規定により支給を停止する金額について り支給を停止する金額及び読替え後の組合法第 等による障害共済年金について同条の規定によ 法」という。)第八十七条の四に規定する職務 国家公務員共済組合法(以下「読替え後の組合 は、 八十九条第二項に規定する職務等による遺族共 平成十年三月分以前の月分の私立学校教職員 なお従前の例による。 条

# (平成一一年三月三一日政令第九

一条の九

部を改正する法律

(平成十

1 (施行期日) この政令は、 平成十一年四月一日から施行す

(経過措置

2 員共済法による年金である給付の額について 平成十一年三月分以前の月分の私立学校教職 なお従前の例による。

3 共済年金について読替え後の組合法第九十三条 合法」という。) 第八十七条の四に規定する職 る国家公務員共済組合法(以下「読替え後の組 の三の規定により支給を停止する金額について 第八十九条第二項に規定する職務等による遺族 より支給を停止する金額及び読替え後の組合法 務等による障害共済年金について同条の規定に 員共済法第二十五条において読み替えて準用す 平成十一年三月分以前の月分の私立学校教職 なお従前の例による。

#### (施行期日) 附則 八五号) (平成一二年三月三一日政令第一 抄

条の九の表

附則第十二

所則第二十八項の

表

1 この政令は、平成十二年四月一日から施行す

2 二百四十五号)第四十八条の二の規定により国 同法附則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、 家公務員共済組合法等の一部を改正する法律 経過措置規定の技術的読替え) それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替える (準用する国家公務員共済組合法の改正に伴う ものとする。 による場合においては、次の表の上欄に掲げる (平成十二年法律第二十一号) 附則の規定の例 私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第

第 附 五等共済組合の一部を改正する法律(昭和則国家公務員私立学校教職員共済組合法等

を改正する |号に規定す |第二条第六|号)附則第四項第一号に規 改正法」と る旧共済法 いう。) 附則(昭和三十六年法律第百四 「昭和六十年|金(私立学校教職員共済組 則(昭和三十六年法律第百四十と法等の一部を改正する法律年金(私立学校教職員共済組合下校教職員共済組合 |の規定による改正前の私立学

第法等の一部

六十年法律第百六号) 第一条

附 則附則第十 による年金 私立学校教職員共済法等の する旧法の規定による年金を

条 第 号 第 附 第附 第 条 項 財第十三条十八項第正前の法附立学校教職員共済法附則第七定による改一条の規定による改正前の 則附則 七条の九 一条の規 第十 一条の規定による改正前の私平成十二年私学共済改正法第 平成十二年私学共済改正法 立学校教職員共済法附則第 共済改正法」という。) 第一条 条において「平成十二年私学 校教職員共済法附則第二十 の規定による改正後の私立学 条の規定による改正前の私 ·法律第二十三号。 以下この 第

掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字 附則の規定の例による場合においては、次の表 改正する政令(平成十二年政令第百八十二号) により国家公務員共済組合法施行令等の一部を 句に読み替えるものとする。 の上欄に掲げる同令附則の規定中同表の中欄に 私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定

条第 三る年金(国家等の一部を改正する法規旧共済法によ私立学校教職員共済組合 「昭和六十年の私学共済法」という。)に五 号。以下おいて「昭和六十年改正前五 号。以下おいて「昭和六十年改正前法律(昭和六法(昭和二十八年法律第二法律(昭和六法(昭和二十八年法律第二法律(昭和六法(昭和二十八年法律第二法律)の私立学校教職員共済組合法等の一第一条の規定による改正前組合法等の一第一条の規定による改正前 に前に 合前

			ა
一条第附号第一条第附	号第一条第附号第一条	第 附 号 第 一 条 第 附 号 第 一	- 条 第 附
項第六則 一項第六則	二項第五則 一項第	五則 二項第四則 一項	<b>第四則</b>
の附 カ則 カ則	の 附 九 則	の 附 の 附 九 則 九 則	の附 年共に五う改 九則 金済規十°正
第	第	第	九期 金済に法   金法定条所   いにす第
九 則 第 十 三 条	= =	<u> 三</u>   三	東四則 年共   の附 年共   五十条 第   金を 大   ま い   ま よ   ま ま
九 期 第 十 三 条 項 項 新 項 新	- 集 五 則 - 模 第 の 附 九 則 第 十 三 条 旧 和 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	一条の規定による改正 別第十三条私立学校教職員共済法 一部を改正する法律第 一部を改正する法律第 一部を改正する法律第 一部を改正する法律第 一部を改正する法律第 一部を改正する法律第 一部を改正する法律第 一部を改正する法律第 一部を改正する法律第 一部を改正する法律第	三条   うよる一則と 。 3日項第い     十一私 通た五規項改て律す共よ
私私私	私	項 新私立学校教育 (日本学校教育) (1) 附則第二十 (1) 所則第二十 (1) 所則第二十 (1) 所列第二十 (1) 所列第三十 (1) 所列第三 (1	三部立 算者年定第正   第る済る
私 学 共 済	学	学第位教定を学附新学の	) 年 を 学  退 が 四 に 一 法 昭 百 法 組 年       注 改 校  職 受 月 上 号
済済	私学共済法附則第二十	一条の規定による改正 下「新私学共済法 下「新私学共済法」といる 学校教職員共済法 一部を改正する法律第 一部を改正する法律第 一部を改正する法律第 一田私学共済法」といる 「旧私学共済法」といる が則第二十八項 附別第二十八項 が別第二十八項 ではる改正 が別第二十八項 ではる改正 が別第二十八項	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
法	法  	八項の一次のでは、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次	こ 第 す 職 率 る 日 年 規 り 十 号 昭 等 私
則	則	別と 法 共 済 法 法 済 法 法 済 法 法 済 法 法 済 法 済 法 済 法	十法共除利後及す)年同三一学
第 二 二	第 二	第一という。という。 という。 日本	(三年済)。をにひる附私衆干部校三号(法))有生大旧則学に六を教
項系私学共済法附則第二十八項私学共済法附則第二十八	十	二 う ( の 第 法   法 出	条 (
	/ (		条 第 附 号 第
			上 則 一
			うよる六附六る旧。
			○ る 旧 号 則 十 年 共  年 共 に 第 年 金 済
			金済規二改(法
			一 こる年金(昭和法
			完 笠 チ ル テ ユ
			に一学よ十
			るに済年改
			生規改金正 金宝正 前
			をたまで、この
			定による年金を除く。) 第一号に規定する旧法 私学共済改正法附則第 上による年金を除く。)
			法第十共